

<ランク>

選択式では、各空欄箇所を次のような基準でランク分けしています。

- ★・・・(教材で解説している内容であり、正誤の判断が可能である)
- ★★・・・(教材で解説している内容だが、正誤の判断には一定の読解力が要求される)
- ★★★・・・(教材で解説している内容ではないため、他の選択肢の内容によっては、捨て問とすべきもの)

●選択式

[問1] 労働基準法 (A～C)・労働安全衛生法 (D～E)

	A	B	C	D	E
解答	⑦	②	⑱	⑥	⑨
ランク	★	★★★	★★	★	★
頁	120	—	66	102	101

[問2] 労働者災害補償保険法

	A	B	C	D	E
解答	⑳	⑦	⑩	③	⑥
ランク	★★	★	★	★★★	★★★
頁	(86)	※5	※5	—	—

※法改正情報特別資料②

[問3] 雇用保険法

	A	B	C	D	E
解答	⑨	⑱	④	⑩	⑥
ランク	★	★	★	★	★
頁	25	25	25	98	106

[問4] 労務管理その他の労働に関する一般常識

	A	B	C	D	E
解答	②	①	④	②	②
ランク	★★★	★★	★★★	★★	★★
頁	—	223	—	209 ※20	(203)

※労働経済白書情報

[問5] 社会保険に関する一般常識

	A	B	C	D	E
解答	⑥	⑮	①	⑱	⑦
ランク	★	★	★★	★	★★★★
頁	105	106	(108)	108	(131)

[問6] 健康保険法

	A	B	C	D	E
解答	⑳	③	⑭	④	⑬
ランク	★	★	★	★	★
頁	168	168	168	168	172

[問7] 厚生年金保険法

	A	B	C	D	E
解答	⑫	①	⑰	⑳	⑦
ランク	★	★	★	★★	★
頁	75, 92	75, 92	77	77	77

[問8] 国民年金法

	A	B	C	D	E
解答	②	⑧	⑤	⑬	⑮
ランク	★	★	★	★	★
頁	162	162	162	162	162

【選択式：試験概要】

「労働者災害補償保険法」は、外貌障害に係る障害等級の改正事項からの出題、「労務管理その他労働に関する一般常識」は、近年出題のなかった労務管理から人事賃金制度に関する出題で、この2科目が特に難問であった。

また、「労働基準法・労働安全衛生法」は、5問中2問が判例からの出題、「社会保険に関する一般常識」は、介護保険法からの出題で5問中2問（C、E）が細部事項であったため、この2科目もやや難問であった。

他の4科目は、法令からの出題で、各規定を正確に押さえれば解答できる問題である。

全科目を総合すると、難易度のやや高い科目が半分ということになるが、近年は概ねこのようなレベルでの出題傾向となっている。

【選択式：ポイント解説】

①労働基準法・労働安全衛生法

労働基準法は、近年の特徴として「判例」から出題（平成20年1問出題、平成21年2問出題、平成22年3問出題）されており、今回も2問出題された。

Bについては、選択肢の「④事後的調整事由」と迷うかもしれないが、「使用者の適法な時季変更権の行使を…として発生」という前後の文章から、「②解除条件」の方がより適切と判断して欲しい。

Cについては、文中の「使用者の責に帰すべき事由によって解雇された…解雇期間中の賃金を支払うに当たり…」という内容から、休業手当の支払が必要となるのではないかという知識を応用して、正解肢「⑩平均賃金の6割」を選択することも可能である。

②労働者災害補償保険法

Aは、選択肢中の「⑤雇用機会」、「⑧身体能力」、「⑨生活能力」と比較することになるが、障害等級第1級～第14級までの内容（例えば、第3級は労働能力喪失度100%のもの）を考えれば、「⑩労働能力」がもっとも適切と判断することができる。

B及びCは、法改正情報を参照して改正事項を押さえれば解答できる。

D及びEは、通達からの出題で、改正事項でもない細部事項であるため、解答できなくてもやむを得ない。

③労務管理その他の労働に関する一般常識

労務管理分野からの出題は、近年、選択式でも択一式でもなかったため、意表をつく出題であった。さらに、A～Eに対応する選択肢群の中から選ぶという出題形式は、今回が初めてである。

Aの正解肢「②電算型賃金制度」とは、終戦直後の昭和21年、当時の電力会社の労働組合である電気産業労働組合（いわゆる電産）が要求した賃金体系で、賃金は生活保障給、能力給、勤続給による基本賃金と諸手当で構成されるなど、窮乏の時代を反映してきわめて生活保障的な色彩の強いものであった。

Bの「①職務給制度」は、文中の「同じ業務であれば誰が担当しても賃金は同じという仕組み」（＝同一労働同一賃金）という内容から、正解肢と判断できる。

Cの「④『能力主義管理』」は、難問である。

Dの「②職能資格制度」については、文意や文中の「能力」という文言から、正解肢として最も適切と判断できる。

Eの「②成果主義的賃金制度」は、他の3つの肢（A・B・D）が近年導入されなくなってきているものであり、問題文全体の流れから、正解肢と判断することもできる。

④社会保険に関する一般常識

Cは、要介護認定有効期間に関する介護保険法施行規則の内容で、規定を押さえていないと正確な判断はできないが、要介護認定有効期間は「約6月間」ということを押さえておけば、他の肢が、「最長12か月～24か月まで」の内容となっているので、当てはまるのは「①3か月から5か月までの範囲内」と判断することができる。

Eは、審査請求に係る規定からの出題であるが、介護保険法の審査請求に係る規定は第183条から196条までかなり多くあり、そのうち第189条（合議体）第2項の内容である。試験対策の学習でここまで押さえておくことは、やや困難といえる。

⑤国民年金法

A～Eは、「国民年金事業の円滑な実施を図るための措置」の規定からの出題であり、数年前に規定が改正されて以来、出題が予想されていた。

テキストの朱書き語句による選択式対策により、容易に解答できる内容である。